

第3節

在日米軍の駐留に関する諸施策

在日米軍の駐留を安定的に確保するため、防衛省は、在日米軍の兵力態勢の再編などの諸施策により、在日米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄をはじめとする地元の負担を軽減して、在日米軍施設・区域を抱える地元の理解と協力を得る努力を続けている。

特に、米軍再編は、抑止力を維持しつつ、沖縄をはじめ

めとする地元の負担を軽減するためのきわめて重要な取組である。防衛省としては、ロードマップ上の米軍再編事業については、安全保障上の観点や地元の負担軽減の観点を踏まえつつ、粛々と進めていく方針である。

本節では、在日米軍の駐留が国民に真に受け入れられるものとなるための諸施策について説明する。

1 沖縄における在日米軍の駐留

11 (平成23) 年1月現在、在日米軍施設・区域 (専用施設) の面積の約74%が沖縄県に集中し、県面積の約10%、沖縄本島の約18%を占めている。沖縄に在日米軍施設・区域が集中する現状は、沖縄県民にとって大変大きな負担となっているものと認識している。政府としては、このような負担を少しでも軽減するため、現下の国際情勢や安全保障上の観点を踏まえ、沖縄の基地問題にしっかりと取り組んでいく必要があるものと考え、問題解決のためさまざまな施策を行い、最大限の努力をしている。

施設・区域の整理統合計画が了承された。また、90 (平成2) 年の日米合同委員会において、いわゆる23事案については、返還に向けた必要な調整・手続を進めることを合意した。直近では、10 (同22) 年7月キャンプ瑞慶覧ずけらんの泡瀬ゴルフ場約47haを返還した。さらに、県民の強い要望である、いわゆる沖縄3事案 (那覇港湾施設の返還、読谷補助飛行場の返還よみたん、県道104号線越え実弾射撃訓練の移転) についても、95 (同7) 年の日米首脳会談での意見の一致により、解決に向けて努力することになった。

参照 資料52 (P507)

1 SACO設置以前における在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小への取組

72 (昭和47) 年の沖縄県の復帰にともない、政府は、日米安保条約に基づき、83施設、約278平方キロメートルを在日米軍施設・区域 (専用施設) として提供した。一方、沖縄県に在日米軍施設・区域が集中し、地域の振興・開発や計画的発展に制約が生ずるなど、県民生活に多大の影響が出ているとして、その整理・縮小が強く要望されてきた。

このような状況を踏まえ、日米両国は、地元の要望の強い事案を中心に、整理・統合・縮小の努力を継続してきた。72 (同47) 年の佐藤・ニクソン共同発表における確認事項を踏まえ、73 (同48) 年、74 (同49) 年、76 (同51) 年のSCCにおいて、沖縄県における在日米軍施

2 SACOの概要と現状

95 (同7) 年に起きた不幸な事件や、これに続く沖縄県知事の駐留軍用地特措法に基づく署名・押印の拒否などを契機として、全国的にも沖縄に関する諸問題に対する世論の関心が高まった。

政府は、沖縄県民の負担を可能な限り軽減し、国民全体で分かち合うべきであるとの考えのもと、沖縄県の将来発展のため、在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小に向けて一層の努力を払うとともに、振興策についても全力で取り組むこととした。そして、沖縄県に所在する在日米軍施設・区域にかかわる諸課題を協議する目的で、95 (同7) 年、国と沖縄県との間に「沖縄米軍基地問題協議会」を、また、日米間に「沖縄に関する特別行動委員会」(SACO) を設置した。

Special Action Committee on Okinawa

その後、約1年をかけて集中的な検討が行われ、96(同8)年、いわゆるSACO最終報告が取りまとめられた。

SACO最終報告の内容は、土地の返還(普天間飛行場など6施設の全部返還、北部訓練場など5施設の一部返還)、訓練や運用の方法の調整(県道104号線越え実弾射撃訓練の本土演習場での分散実施など)、騒音軽減、地位協定の運用改善である。SACO最終報告が実施されることにより返還される土地は、沖縄県に所在する在日米軍施設・区域の面積の約21%(約50平方キロメートル)に

相当し、復帰時からSACO最終報告までの間の返還面積約43平方キロメートルを上回るものとなる。

SACO最終報告の関連施設・区域および主な進捗状況については、図表Ⅲ-2-3-1および図表Ⅲ-2-3-2のとおりである。

以上のような取組の結果、沖縄在日米軍施設・区域(専用施設)の件数および面積は、図表Ⅲ-2-3-3のとおり推移している。

参照 資料53(P508)

図表Ⅲ-2-3-1 SACO最終報告の主な進捗状況

【土地の返還】

1. 返還済みのもの

施設名(事案名)	進捗状況
あは 安波訓練場 [全面]	・98(平成10)年12月、全面返還(共同使用の解除)
そべ 楚辺通信所 [全面]	・99(平成11)年4月、アンテナなどの通信設備を含む通信システムなどのキャンプ・ハンセンへの移設後、返還することで日米合同委員会合意 ・06(平成18)年6月、駐留軍用地特措法適用土地(約236m ²)返還 ・06(平成18)年12月、残余部分(約53ha)返還[楚辺通信所全面返還(約53ha)]
よみたん 読谷補助飛行場 [全面]	・02(平成14)年10月、楚辺通信所の移設後、返還することで日米合同委員会合意 ・06(平成18)年7月、一部返還(約138ha) ・06(平成18)年12月、残余部分(約53ha)返還[読谷補助飛行場全面返還(約191ha)]
せなは 瀬名波通信施設 [大部分]	・02(平成14)年3月、アンテナ施設などを含む通信システムなどのトリイ通信施設への移設後、返還することで日米合同委員会合意 ・06(平成18)年9月、一部返還(マイクロ・ウェーブ塔部分を除く約61ha) ・06(平成18)年10月、マイクロ・ウェーブ塔部分の財産をトリイ通信施設へ統合

2. 現在事案処理が進行中のもの

施設名(事案名)	進捗状況
北部訓練場 [過半]	・99(平成11)年4月、7か所のヘリコプター着陸帯を移設などの後、返還することで日米合同委員会合意 ・98(平成10)年12月~00(同12)年3月、環境調査(過年度調査) ・02(平成14)年11月~04(同16)年3月、環境調査(継続環境調査) ・06(平成18)年2月、99(同11)年4月の合意の変更(ヘリコプター着陸帯を7か所から6か所に、造成規模を直径75mから45mに変更)について日米合同委員会合意 ・07(平成19)年2~3月、環境影響評価図書の公表・閲覧 ・07(平成19)年3月、ヘリコプター着陸帯(6か所のうち3か所)の建設の実施について日米合同委員会合意 ・07(平成19)年7月、ヘリコプター着陸帯の工事に着手 ・08(平成20)年1月、ヘリコプター着陸帯(残り3か所)の建設の実施について日米合同委員会合意
ギンバル訓練場 [全面]	・07(平成19)年6月、金武町長がギンバル訓練場返還条件の受入を表明 ・08(平成20)年1月、ヘリコプター着陸帯を金武ブルー・ビーチ訓練場へ、その他の施設をキャンプ・ハンセンへ移設後、返還することで日米合同委員会合意 ・08(平成20)年12月、ヘリコプター着陸帯および泥土除去施設の建設、消火訓練施設の敷地造成の実施について日米合同委員会合意 ・09(平成21)年6月、消火訓練施設の建設の実施について日米合同委員会合意 ・09(平成21)年11月、金武ブルー・ビーチ訓練場に建設したヘリコプター着陸帯提供 ・11(平成23)年6月、キャンプハンセンに建設した泥土除去施設提供 ・11(平成23)年6月、キャンプハンセンに建設した消火訓練施設の提供について日米合同委員会合意

3. 「再編の実施のための日米ロードマップ」に具体的措置が明記されたもの

施設名(事案名)	進捗状況
ふてんま 普天間飛行場 [全面]→[全面]※	図表Ⅲ-2-3-4 (P305)「普天間代替施設に関する経緯」参照
くわえ キャンプ桑江 [大部分]→[全面]※	<ul style="list-style-type: none"> ・02 (平成14)年7月、青少年センター提供 ・03 (平成15)年3月、北側部分(約38ha)返還 ・05 (平成17)年1月、海軍病院及び関連施設の移設・整備について日米合同委員会合意 ・06 (平成18)年12月、海軍病院の建設の実施について日米合同委員会合意 ・08 (平成20)年2月、海軍病院の附帯施設(ヘリコプター着陸帯など)の建設の実施について日米合同委員会合意 ・08 (平成20)年12月、海軍病院の附帯施設(ユーティリティ)の建設の実施について日米合同委員会合意 ・09 (平成21)年5月、海軍病院の関連施設(独身下士官宿舎など)の建設の実施について日米合同委員会合意 ・09 (平成21)年10月、海軍病院の関連施設(水タンク施設)の建設の実施について日米合同委員会合意 ※06 (平成18)年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、全面返還と記載
まきみなと 牧港補給地区 [部分]→[全面]※	※06 (平成18)年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、全面返還と記載
なばら 那覇港湾施設 [全面]→[全面]※	※06 (平成18)年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、全面返還と記載
住宅統合 すけらん キャンプ瑞慶覧 [部分]→[部分]※	第一段階 ゴルフレンジ地区 <ul style="list-style-type: none"> ・99 (平成11)年4月、住宅などの移設・整備について日米合同委員会合意 ・02 (平成14)年7月、高層住宅2棟提供 ・06 (平成18)年7月、アンダーパス提供 第二段階 サダ地区 <ul style="list-style-type: none"> ・02 (平成14)年2月、住宅などの移設・整備について日米合同委員会合意 ・05 (平成17)年9月、高層住宅2棟、低層住宅38棟など提供 第三段階 北谷東地区 <ul style="list-style-type: none"> ・04 (平成16)年3月、住宅などの移設・整備について日米合同委員会合意 ・08 (平成20)年6月、低層住宅35棟など提供 第四段階 普天間地区・アップープラザ地区 <ul style="list-style-type: none"> ・05 (平成17)年3月、住宅などの移設・整備について日米合同委員会合意 ・10 (平成22)年2月、アップープラザ地区に整備した低層住宅24棟など提供 ※06 (平成18)年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、キャンプ瑞慶覧は部分返還と記載

【訓練および運用の方法の調整】

事項	進捗状況
県道104号線越え 実弾砲兵射撃訓練	・97 (平成9)年度、本土の5演習場に移転
パラシュート降下 訓練	・00 (平成12)年7月以降、伊江島補助飛行場 <small>いえじま</small> において移転訓練を実施

【騒音軽減イニシアティブの実施】

1. 実施済みのもの

事項	進捗状況
かてな 嘉手納飛行場における遮音壁の設置	・00（平成12）年7月、提供

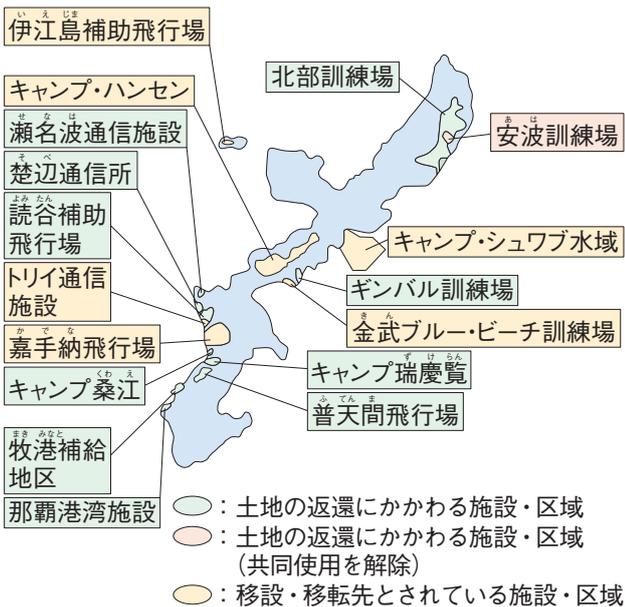
2. 現在事案処理が進行中のもの

事項	進捗状況
嘉手納飛行場における海軍駐機場の移転	・08（平成20）年9月、洗機施設提供 ・09（平成21）年2月、海軍駐機場の移転について日米合同委員会合意 ・10（平成22）年10月、敷地造成、駐機場・誘導路などの建設の実施について日米合同委員会合意 ・11（平成23）年4月、駐車場およびユーティリティの建設の実施について日米合同委員会合意

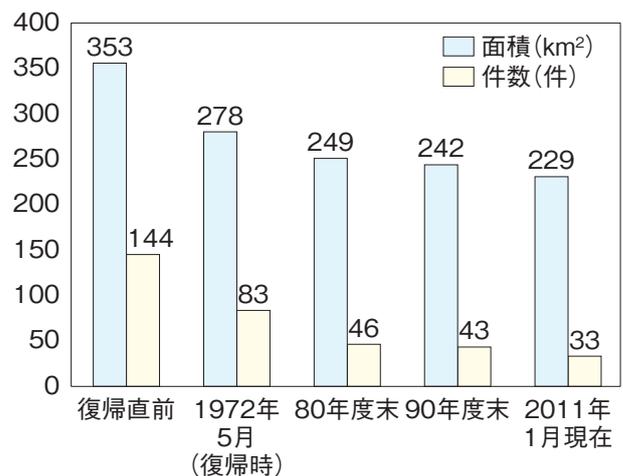
3. 「再編の実施のための日米ロードマップ」に具体的措置が明記されたもの

事項	進捗状況
KC-130航空機の移駐 ※	※06（平成18）年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、KC-130飛行隊、司令部、整備支援施設および家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とし、航空機は、訓練および運用のため、海自鹿屋基地およびグアムに定期的にローテーションで展開と記載

図表Ⅲ-2-3-2 SACO最終報告関連施設・区域



図表Ⅲ-2-3-3 沖縄在日米軍施設・区域（専用施設）の件数および面積の推移



3 沖縄における米軍再編の経緯と進捗状況

ロードマップ上の米軍再編に関する取組においても、沖縄県における地元負担の軽減のための施策が講じられることとなった。その概要と進捗状況は次のとおりである。

(1) 普天間飛行場代替施設など

米海兵隊普天間飛行場は、沖縄における米海兵隊（在沖米海兵隊）の航空能力に関し、

- 1) ヘリなどによる海兵隊の陸上部隊の輸送機能
- 2) 空中給油機を運用する機能
- 3) 緊急時に航空機を受け入れる基地機能

といった機能を果たしている。

一方で、同飛行場は市街地の中心にあって、地域の安全、騒音、交通などの問題から、地元住民より早期の返還が強く要望されてきた。このため、普天間飛行場の持つ機能について、それぞれ次の措置を講ずることにより、同飛行場を返還する方向で調整している。

ア ヘリなどによる海兵隊の陸上部隊の輸送機能

(ア) SACO 最終報告に基づく計画に関する状況

96（同8）年12月に取りまとめられたSACO最終報告においては、普天間飛行場については、5～7年の間に、十分な代替施設が完成した後、全面返還されることで合意された。

同報告以降の普天間飛行場代替施設（代替施設）に関する経緯は、図表Ⅲ-2-3-4のとおりである。このような経

緯や、04（同16）年8月の^{ぎのわん}宜野湾市における米軍ヘリ事故の発生を踏まえ、周辺住民の不安を解消するため、一日も早い移設・返還を実現するための方法について、在日米軍再編に関する日米協議の過程で改めて検討が行われた。

(イ) ロードマップにおける代替施設に関する検討の考え方

在沖米海兵隊は、航空、陸上、後方支援の部隊や司令部機能から構成されており、実際の運用において、これらの機能が相互に連携し合うことが必要である。このため、普天間飛行場に現在駐留する回転翼機が、訓練、演習など日常的に活動をともにするほかの組織の近くに位置するよう、代替施設についても、沖縄県内に設ける必要があるとされた。

このような認識のもと、05（同17）年10月の「共同文書」において「キャンプ・シュワブの海岸線の区域とこれに近接する大浦湾の水域を結ぶL字型に普天間代替施設を設置する。」との案が承認された。その後、名護市をはじめとする地元地方公共団体との協議および合意を踏まえて、ロードマップにおいて、代替施設を「^{へのこ}辺野古崎とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ」形で設置することとされ、この代替施設の建設について、06（同18）年5月、沖縄県知事と防衛庁長官（当時）との間で「基本確認書」が取り交わされた。

参照 資料44（P496）

図表Ⅲ-2-3-4 普天間飛行場代替施設に関する経緯

年 月	経 緯
96 (平成 8) 年 4月	橋本総理・モンデール大使会談、普天間飛行場の全面返還を表明 SACO中間報告 →今後5～7年以内に、十分な代替施設が完成した後、飛行場を返還
12月	SACO最終報告 →海上施設を沖縄本島の東海岸沖に建設 (撤去可能なもの)
99 (平成11) 年11月	稲嶺沖縄県知事 (当時)、軍民共用を条件に移設候補地を名護市辺野古沿岸域に決定した旨を表明
12月	岸本名護市長 (当時)、受入を表明 「普天間飛行場の移設に係る政府方針」 (閣議決定) →「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」における建設
02 (平成14) 年 7月	防衛庁長官と沖縄県知事等との間で「代替施設の使用協定に係る基本合意書」を締結 「普天間飛行場代替施設の基本計画」策定 →規模、工法、具体的建設場所などを決定
03 (平成15) 年11月	ラムズフェルド国防長官 (当時)、沖縄訪問
04 (平成16) 年 4月	環境影響評価手続開始 (07 (平成19) 年廃止)
8月	沖縄県宜野湾市の大学構内に米軍ヘリ墜落
05 (平成17) 年10月	「2+2」共同発表 →新たな案 (キャンプ・シュワブ海岸線区域とこれに近接する大浦湾水域を結ぶL字型) で合意
06 (平成18) 年 4月	防衛庁長官と名護市長・宜野座村長との間で「普天間飛行場代替施設の建設に係る基本合意書」を締結 →周辺地域上空の飛行ルートを回避する方向で対応することに合意 (V字案)
5月	「2+2」共同発表 →「再編の実施のための日米ロードマップ」において最終取りまとめ、V字案を承認 防衛庁長官と沖縄県知事との間で「在沖米軍再編に係る基本確認書」を締結 「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」 (閣議決定) →99 (平成11) 年12月閣議決定は廃止
8月	「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」設置
07 (平成19) 年 6月	現況調査開始
8月	環境影響評価手続開始
08 (平成20) 年 3月	環境影響評価方法書に沿った調査開始
09 (平成21) 年 5月	「在沖縄米海兵隊のグアム移転に係る協定」国会承認
9月	民主党・社民党・国民新党、三党連立政権合意書を締結 →米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む旨合意
11月	「普天間飛行場の代替施設に関する閣僚レベルのワーキング・グループ」設置 日米首脳会談 →普天間飛行場の移設について、「ワーキング・グループ」を通じて迅速に解決することで一致
12月	基本政策閣僚委員会開催、沖縄基地問題検討委員会設置
10 (平成22) 年 1月	「2+2」共同発表 →沖縄を含む地元の負担を軽減するとともに抑止力を維持する努力を確認
5月	「2+2」共同発表 →普天間飛行場の代替の施設をキャンプ・シュワブ辺野古地区及びこれに隣接する水域に設置する意図を確認 「平成22年5月28日に日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する当面の政府の取組について」閣議決定
8月	普天間飛行場の代替の施設に関する専門家会合報告書
11 (平成23) 年 6月	「2+2」共同発表 →代替の施設の滑走路の形状をV字型に決定するとともに、代替の施設の計画を2014年より後のできる限り早い時期に完了させるとのコミットメントを確認

(ウ) 普天間飛行場移設先の見直し

09(同21)年9月の政権交代にともない、在日米軍再編に関する過去の日米合意などの経緯について検証が行われることになった。特に、普天間飛行場の代替施設については、抑止力を維持しつつ、普天間飛行場周辺住民に対する危険性の除去を図り、沖縄の負担を軽減する観点から、現在に至るまで、政府全体として精力的に検討を重ねてきた。

政権交代後、政府部内においてはロードマップで示された普天間飛行場代替施設の案が決定された過程の検証が進められてきた。また、09(同21)年11月10日に開催された岡田外務大臣(当時)とルース駐日米国大使との会談において、日米両国による本検証に関するプロセスとして「普天間飛行場の代替施設に関する閣僚レベルのワーキング・グループ」¹(WG)の設置が合意された。閣僚レベルのWGは同年11月17日と12月4日に開催され、抑止力を維持しつつ沖縄をはじめとする地元の負担を軽減するという、在日米軍再編全体を貫く基本的考え方を踏まえ、日本国内における政治状況などに関する説明なども交えて検証作業に関する協議が行われた。

このWGで行われた議論を踏まえ、過去の日米合意の重みを政府としても認識する一方、ロードマップで示された代替施設案に基づいた移設の実施を強行した場合の国政などに与える影響を勘案すれば、移設の完了がさらに遠のくことが予想されたことから、本問題については政府全体としてさらに検討することとされた。

09(同21)年12月28日には、内閣官房長官を委員長とし、与党三党の委員などを構成員とする沖縄基地問題検討委員会が設けられた。同委員会による検討を経て、10(同22)年5月28日、「2+2」共同発表において、普

天間飛行場の代替の施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区およびこれに隣接する水域に設置する意図を確認するとともに、さまざまな沖縄の負担軽減策について今後具体的な措置をとっていくことで米国と合意した。「2+2」共同発表においては、普天間飛行場の代替の施設的位置、配置、工法などの詳細について、同年8月末までの日米両政府の専門家による検討を経て、次回の「2+2」までに検証・確認を完了させることとされ、これを受け、日米の専門家会合においてV字案とI字案の二案について検討が行われ、同年8月31日に報告書がとりまとめられた²。

その後、検証・確認の過程を経て、11(同23)年6月21日、「2+2」共同発表において、滑走路の形状をV字と決定した。2014年の目標については、現実的な問題として困難であるものの、普天間飛行場の固定化を避け、危険性を一刻も早く除外するため、2014年より後のできる限り早い時期に完了させることを確認した。

このような結論に至る検討過程では、まず、東アジアの安全保障環境に不安定性・不確実性が残る中、海兵隊を含む在日米軍の抑止力を現時点で低下させることは、安全保障上の観点からできないとの判断があり、その上で、普天間飛行場に所属する海兵隊ヘリ部隊を、沖縄所在の他の海兵隊部隊から切り離し、国外・県外に移設すれば、海兵隊の持つ機能を損なう懸念があることから、普天間飛行場の代替地は沖縄県内とせざるを得ないとの結論に至ったものである。

今後とも、政府として、沖縄県民の負担軽減と普天間飛行場の危険性の除去のために、全力を尽くしていくこととなる。

参照 資料46 (P500)・47 (P501)

1 わが国からは、岡田外務大臣(当時)、北澤防衛大臣、武正外務副大臣(当時)、榛葉防衛副大臣(当時)などが、米国からは、ルース駐日大使、グレッグソン国防次官補(当時)などが出席した。

2 <http://www.mod.go.jp/j/press/sankou/report/20100831_j.html>参照。

イ 空中給油機を運用する機能

普天間飛行場に所在する空中給油機KC-130（12機）については、ロードマップにおいてSACO最終報告と同様、岩国飛行場（山口県）に移駐することとなっている。

KC-130は、訓練および運用のため定期的にローテーションで海上自衛隊（海自）鹿屋基地（鹿児島県）とグアムに展開することとなっており、海自鹿屋基地での訓練と運用について、日米間で協議中である。

ウ 緊急時に航空機を受け入れる基地機能

緊急時における航空自衛隊（空自）新田原基地（宮崎県）と空自築城基地（福岡県）の米軍による使用が強化される。このための施設整備は、実地調査実施の後、普天間飛行場の返還の前に必要に応じて実施される。また、役割・任務・能力に関する検討において、日米の共同訓練を拡大するとしているが、整備後の施設は、このような訓練活動のためにも活用されることを想定している。

さらに、緊急時における米軍による民間施設の使用の改善について、日米間の計画検討作業において検討されるとともに、普天間飛行場の返還を実現するための適切な措置がとられるとしている。

エ 普天間飛行場の危険性除去に向けた取組

07（同19）年8月、防衛省は、普天間飛行場の危険性の除去に向けた取組策として、住宅高密度度区域を極力避けるなどの離着陸経路の改善などの諸施策を発表し、その着実な実施を図ってきたところ、09（同21）年5月、同取組策のすべてが完了した。

また、防衛省は、同取組策に記載されている場周経路などを守っていないとの普天間飛行場周辺の住民などか

らの指摘を踏まえ、航空機航跡観測装置およびカメラなどを購入・設置し、10（同22）年1月から継続的なヘリコプターの飛行状況調査を行っている。

(2) 兵力の削減とグアムへの移転

アジア太平洋地域における米海兵隊の能力の再編に関連し、現在沖縄に所在する第3海兵機動展開部隊（III MEF）の要員はグアムに移転³され、また、残りの在沖米海兵隊部隊は再編される。この沖縄における再編により、III MEF 要員約8,000名とその家族約9,000名が部隊としての一体性を維持するような方法で14（同26）年より後のできる限り早い時期に沖縄からグアムに移転され、沖縄に残る米海兵隊の兵力は、地元の懸念に配慮しつつ、抑止力を含む地域の安全保障全般の文脈において、その部隊構成を引き続き検討することになっている。

グアムへの移転経費については、日米双方が応分の分担を行うとの観点から米国との協議を行い、06（同18）年4月に行われた日米防衛相会談において、移転にともなう施設・インフラ整備にかかる経費について、図表III-2-3-5のとおり分担することで合意に至った。

在沖米海兵隊のグアム移転は、米軍再編を進め、沖縄の負担を軽減するために、きわめて重要な事業である。防衛省としては、米軍再編をロードマップに基づいて着実に進めていきたいとの考えのもと、日米両政府でロードマップの実施のあり方などにつき随時協議を行ってきた。

その結果、わが国の直接的な財政支援として措置する事業（「真水」事業⁴）については、わが国による多年度にわたる資金提供をはじめとする日米双方の行動をより確実なものとし、これを法的に確保するため、日本政府は09（同21）年2月17日に米国政府と「在沖縄海兵隊のグ

3 移転する部隊は、III MEFの指揮部隊、第3海兵師団司令部、第3海兵後方群（戦務支援群から改称）司令部、第1海兵航空団司令部および第12海兵連隊司令部を含む。対象となる部隊は、キャンプ・コートニー、キャンプ・ハンセン、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧および牧港補給地区といった施設から移転する。

4 わが国の「真水」事業について、工事業業、設計事業経費として、平成21年度予算に約346億円、平成22年度予算に約468億円をそれぞれ計上し、平成23年度においても、引き続き、約149億円が、予算措置された。

図表Ⅲ-2-3-5

グアム移転経費の内訳

事業内容		財源	金額	
日本側の分担	司令部庁舎、教場、隊舎、学校などの生活関連施設	財政支出（真水）	28.0億ドル（上限）	
	家族住宅	出資	15.0億ドル	25.5億ドル
		融資等	6.3億ドル	
		効率化	4.2億ドル	
インフラ（電力、上下水道、廃棄物処理）	融資等	7.4億ドル（上限）		
計			60.9億ドル	
米国側の分担	ヘリ発着場、通信施設、訓練支援施設、整備補給施設、燃料・弾薬保管施設などの基地施設	財政支出（真水）	31.8億ドル	
	道路（高規格道路）	融資または財政支出（真水）	10.0億ドル	
	計		41.8億ドル	
総額			102.7億ドル	

- (注) 1 事業内容については計画段階における見積りに基づくものであり、金額やスキームについては、今後変更があり得る。
- 2 日本側の金額は総額に占める割合でコミットしたのではなく、施設やインフラの所要に基づき経費を分担するもの。
経費については、今後、さらに事務的に精査される。日本側の財政支出（真水）は、協定上、「合衆国の2008会計年度ドル」（当該年度におけるドル・ベースでの購買力を基準に換算した実質価格）で28億ドルを上限。
- 3 インフラは、環境影響評価決定書（米国が行う環境影響評価法にかかる一連の手続きの最終文書）において、「合衆国の2008会計年度ドル」で7.4億ドルを上限と明記。
- 4 家族住宅は、「効率化」の4.2億ドルにより、実質的には25.5億ドルから21.3億ドルに減額。
- 5 出資や融資等は、米国が支払う家賃や使用料により将来回収される。
- 6 沖縄からグアムへの海兵隊移動経費やグアムにおける海兵隊の活動経費は、総額102.7億ドルに含まれない。
- 7 日米双方の財政支出（真水）は、基盤整備事業を含む。

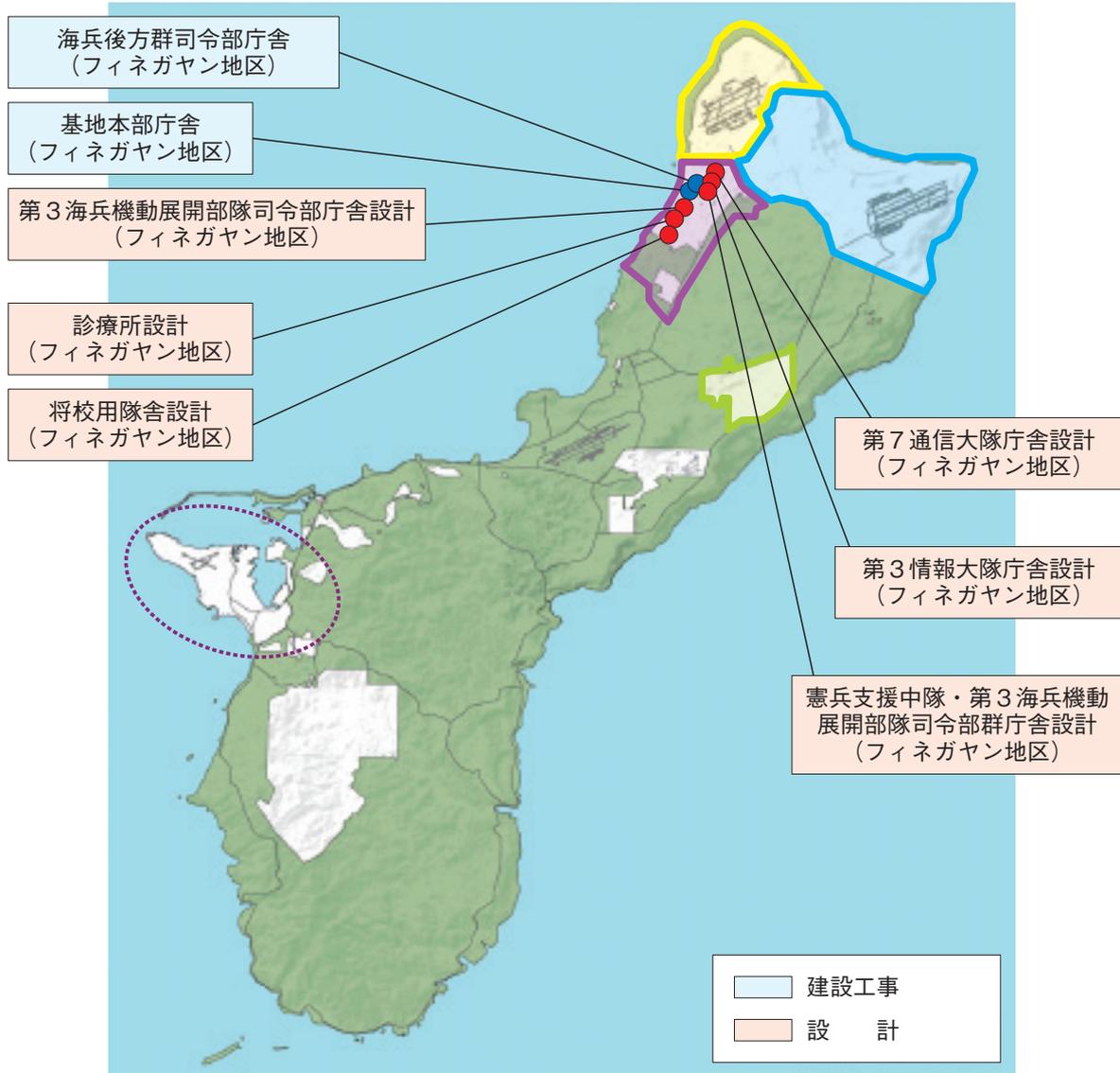
アム移転に係る協定」（第3海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定）に署名し、同年5月19日、本協定は発効した。本協定に基づく措置として、平成21年度から、「真水」事業にかかる米国政府への資金移転を実施している⁵。

(図表Ⅲ-2-3-6 参照)

参照 資料54 (P510)

5 平成21年度予算約346億円、平成22年度予算約468億円を米側に資金移転した。

図表Ⅲ-2-3-6 平成23年度予算における「真水」事業の内容



※ 事業の対象地区については、あくまで概念的なものであり、特定の位置を示すものではない。

(3) 土地の返還と施設の共同使用

ア 嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還

嘉手納飛行場以南の人口が集中している地域に、在日米軍施設・区域が所在しており、その合計は約1,500haである。前述の普天間飛行場の移設・返還およびグアムへのⅢMEF要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となる。

ロードマップでは、6つの候補施設（キャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設、陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム）について、統合のための詳細な計画を作成するとしており、現在、日米間で協議中である。

参照 2節1 (P292)

イ SACO 最終報告の着実な実施

96 (同8) 年のSACO最終報告は、在日米軍の能力および即応態勢を十分維持しつつ、沖縄県民に対する米軍活動の影響を軽減するものであり、その着実な実施は重要である。一方、SACOによる移設・返還計画については、ロードマップにより、再評価が必要となる可能性がある」とされた。

ウ 沖縄における在日米軍施設・区域の共同使用

沖縄における自衛隊施設は、那覇基地をはじめ限られており、その大半が都市部にあるため、運用面での制約がある。沖縄にある在日米軍施設・区域の共同使用は、沖縄における自衛隊部隊の訓練環境を大きく改善するとともに、共同訓練や自衛隊と米軍間の相互運用性（インターオペラビリティ）を促進するものである。また、即応性をより向上させ、災害時における県民の安全性の確保に資することが可能となる。

このような考えのもと、キャンプ・ハンセンは、陸上自衛隊（陸自）の訓練に使用することとされ、08（同20）年3月から訓練が実施されている。また、空自は、地元への騒音の影響を考慮しつつ、米軍との共同訓練のために嘉手納飛行場を使用することとしている。

(4) 再編間の関係

ロードマップにおいては、全体的な再編パッケージの中で、沖縄に関連する再編は、相互に結びついており、特に、嘉手納飛行場以南の統合および土地の返還は、Ⅲ MEF 要員およびその家族の沖縄からグアムへの移転に懸っている。また、沖縄からグアムへのⅢ MEF の移転は、1) 普天間飛行場代替施設の完成に向けた具体的な進展、2) グアムにおける所要の施設およびインフラ整備のための日本の資金的貢献^{かか}に懸っているとされている。これらの関係は11（同23）年6月21日の「2+2」においても確認されている。

4 沖縄の米軍基地の負担軽減に向けた取組

沖縄は、米国の占領下に置かれたことや、占領終了後も他の地域に比べて基地の返還が進まなかった経緯・事情から、多くの在日米軍施設・区域が今なお存在している。政府は、沖縄に集中した基地負担の軽減を図るべく、これまでSACO最終報告や、ロードマップの実現などに向けて取り組んできたところ、さらに、米軍基地負担の軽減や地位協定をめぐる課題へ対応すべく、10（同22）年9月10日、沖縄政策協議会⁶の下に、米軍基地負担軽減部会を設置した。政府側からは内閣官房長官、防衛大臣、外務大臣などが、沖縄県側からは沖縄県知事、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会⁷副会長が、それぞれ参画し、これまでに3回開催された。同年10月25日の第1回の会合では、同年5月28日の「2+2」共同発表に掲げられた負担軽減策の取組状況について政府側から報告し、11（同23）年1月25日の第2回の会合では、嘉手納の更なる騒音軽減のため、嘉手納飛行場などからの航空機訓練移転を拡充し、移転先としてグアムなどを追加することについて同年1月20日に日米間で合意したこと、環境に関する合意・施設の共同使用を議論する日米間の作業部会の設置、那覇港湾代替施設的环境影響評価の平成23年度からの実施、同年7月目途のギンバル訓練場の返還などの取組について政府側から報告し協議を行った。同年5月23日の第3回会合では、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会からの要望に対し、文書で回答するとともに、嘉手納飛行場の航空機目視調査結果の公表やパンフレット「在日米軍・海兵隊の意義及び役割」の作成、地元説明およびホテル・ホテル訓練区域に関する日米協議の状況など、各種の取組について政府側から説明し、協議を行った。

防衛省としては、同部会などを通じて、地元の意見などを聞きながら、沖縄の一層の負担軽減に向け全力を挙げて取り組んでいるところであり、11（同23）年6月の

6 「沖縄政策協議会の設置について」（96（平成8）年9月17日閣議決定）により、沖縄県が地域経済として自立し、雇用が確保され、沖縄県民の生活の向上に資するため、また、わが国経済社会の発展に寄与する地域として整備されるよう、沖縄に関連する基本政策について協議する場として設置。

7 米軍基地および自衛隊基地から発生する諸問題の解決や跡地利用の促進について、沖縄県と軍用地が所在する市町村が相互に協力することを目的に設立。

「2+2」においては、ホテル・ホテル訓練区域に関する更なる措置を含む沖縄における影響の緩和のための更なる方法を引き続き探求することを日米間で確認したところである。

5 駐留軍用地跡地利用への取組

防衛省は、在日米軍施設・区域として提供されている民公有地（駐留軍用地）の返還にあたり、従来から、建物、工作物の撤去などの原状回復措置を行っている。

また、沖縄県においては、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置法に基づき、跡地の所有者などに対して給付金を支給することとし、加えて、沖縄振興特別措置法に基づき、大規模跡地や特定跡地に指定された跡地の所有者などに対し給付金を支給することとしている。

一方、これらの法律は、平成23年度末に失効することになっていることから、政府および沖縄県は、10（同22）年9月に国家戦略を見据えた沖縄振興策の検討を目的として沖縄政策協議会のもとに設置された沖縄振興部会の場合などにおいて、これらの法律に代わる新たな法制について協議を行っているところである。この沖縄振興部会は、政府側から内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（沖縄および北方対策）、防衛大臣などが、沖縄県側から沖縄県知事、沖縄県市長会会長、沖縄県町村会会長が、それぞれ参画しており、これまでに3回開催された。

防衛省としては、今後とも、関係府省や県、市町村と連携・協力し、跡地利用の促進と円滑化などに取り組むこととしている。

2 沖縄を除く地域における在日米軍の駐留

防衛省は、沖縄を除く地域においても、在日米軍の抑止力を維持しつつ地元負担の軽減を図り、在日米軍の安定的な駐留を確保する施策を実施している。ここでは、米軍再編をはじめとするこのような施策が、沖縄を除く各地域においてどのように実施されているのか、その現状などについて説明する。

1 神奈川県における在日米軍施設・区域の整理など

神奈川県における在日米軍施設・区域については、地方公共団体などからの強い返還要望を踏まえ、日米間でそのあり方を協議した。この結果、横浜市内の上瀬谷通信施設など6施設・区域の返還に関する基本的な考え方と、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域での700戸程度の米軍家族住宅などの建設について、04（平成16）年10月の日米合同委員会で合意した。その後、返還に関する基本的な考え方が合意された6施設・区域のうち2施設・区域（小柴貯油施設および富岡倉庫地区）に

ついては返還が実現した。一方、米軍家族住宅の建設については、日米間の合意から5年以上経過していることを踏まえ、建設戸数の再検討や池子住宅地区の逗子市域の一部土地の返還などについて米側へ要請し、日米間で協議を重ねた。その結果、10（同22）年9月、日米合同委員会¹において、住宅建設戸数は、当面の措置として、根岸住宅地区の移設分約400戸程度とし、また、逗子市域の一部土地の返還について引き続き検討するものの、返還までの措置として、要件が整った段階で共同使用することで合意した。

この米軍家族住宅などの建設については、1) 横浜市内の残る4か所の在日米軍施設・区域の返還につながり、2) 在日米海軍の当面の住宅不足を解消し、日米安保条約の目的達成のため必要不可欠なものである。このため、防衛省としては、米側および地方公共団体などとの間で調整を行いつつ、その実現に向け鋭意努力している。

（図表Ⅲ-2-3-7参照）

¹ <<http://www.mod.go.jp/j/press/news/2010/09/30a.html>>参照。

図表Ⅲ-2-3-7
神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関連する施設・区域



2 ロードマップに示された米軍再編の現状など

(1) 在日米陸軍司令部能力の改善

キャンプ座間(神奈川県)に所在する在日米陸軍司令部は、高い機動性と即応性を有し、かつ、統合任務が可能な司令部となるよう、07(同19)年12月に在日米陸軍司令部・第1軍団(前方)として発足し、08(同20)年9月末に改編²された。これは、米軍全体の変革の中における米陸軍の世界的な改編を踏まえたものでもあるが、改編後の在日米陸軍司令部は、引き続き「日本国の防衛及び極東の平和と安全の維持」を中核的任務とするものである。

また、各種事態への迅速な対応のため、機動運用部隊や専門部隊を一元的に管理する陸自中央即応集団司令部を平成24年度までにキャンプ座間に移転³し、改編された在日米陸軍司令部との連携強化を図ることとしている。

この改編にともない、相模総合補給廠(神奈川県)内に戦闘指揮訓練センターその他の支援施設が米国の資金で建設される。さらに、キャンプ座間および相模総合補給廠のより効果的かつ効率的な使用のため、それぞれ一部返還などの措置が講じられることとなっており、08(同20)年6月には相模総合補給廠の一部土地(約17ha)の返還について、日米合同委員会において合意された。

(2) 横田飛行場および空域

ア 共同統合運用調整所の設置

司令部間の連携向上は、統合運用体制への移行とあいまって、日米両部隊間の柔軟かつ即応性のある対応の観点からきわめて重要である。さらに、横田飛行場(東京都)に所在する在日米軍司令部は、「指針」のもとの各種メカニズム⁴においても、重要な位置を占めている。これらを踏まえ、後述の空自航空総隊司令部の移転にあわせ、平成23年度末までに共同統合運用調整所⁵を設置し、運用を開始する予定である。

2 米側によれば、08(平成20)年9月末の段階で要員は約70名である。

3 09(平成21)年3月5日、陸自中央即応集団司令部庁舎などの用地の共同使用について、日米合同委員会において合意された。

4 1節2(P276)参照。

5 共同統合運用調整所は、防空およびBMDに関し、日米の司令部組織間での情報の共有や緊密な調整、相互運用性(インターオペラビリティ)の向上など、日本の防衛のための共同対処に資する機能を果たすものである。

イ 空自航空総隊司令部の移転

府中（東京都）に所在する空自航空総隊司令部は、わが国の防空のほか、弾道ミサイル防衛（BMD）における司令部機能も保持している。防空およびBMDにおいては、対処可能時間が短いため、特に日米間で必要な情報を迅速に共有する意義が大きい。そのため、平成22年度末から、米第5空軍司令部の所在する横田飛行場への空自航空総隊司令部および関連部隊の移転を開始した⁶。これにより、前述の共同統合運用調整所の設置とあわせて、防空やBMDにおける情報共有をはじめとする司令部組織間の連携を強化することが可能になる。

ウ 横田空域

米軍は、横田飛行場において、首都圏西部から新潟に広がる横田空域の進入管制を行っているが、その空域を飛行する民間航空機の運航を円滑化するため、次の措置を追求することが示された。

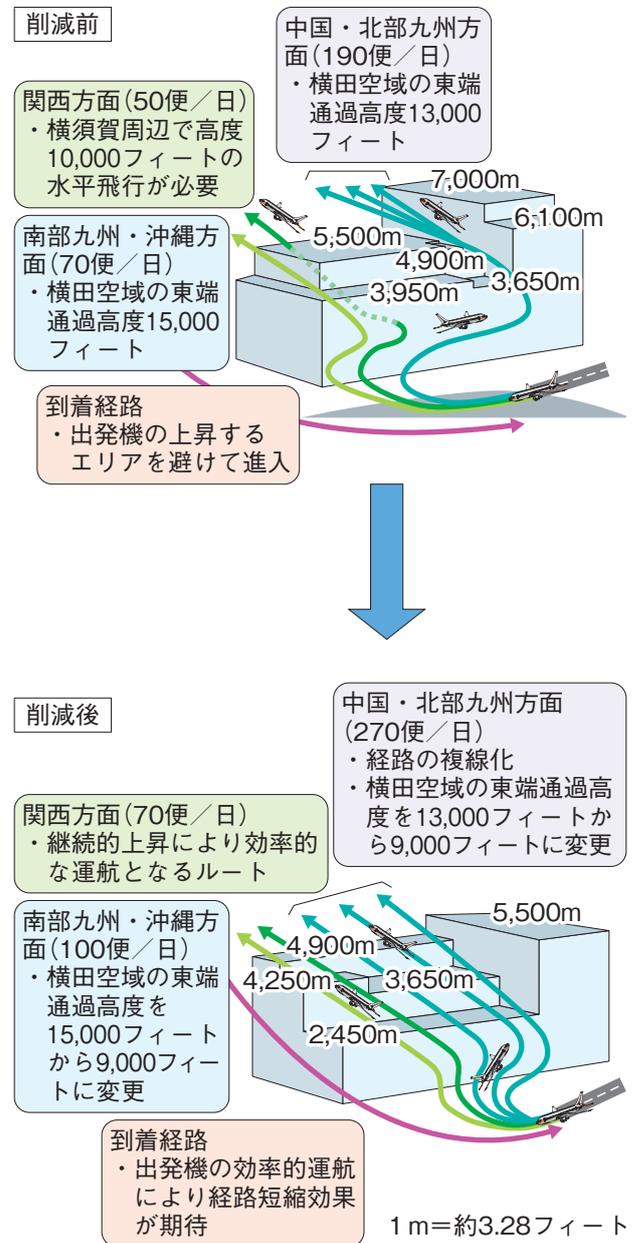
- (ア) 空域通過の手続に関する情報提供プログラムを平成18年度に立ち上げ
- (イ) 空域の一部について、軍事上の目的に必要でないときに航空管制業務の責任を一時的に日本側当局に移管する手続を平成18年度に作成
- (ウ) 空域の一部について、返還空域を06（同18）年10月までに特定の上、08（同20）年9月までに航空管制業務を日本に返還
- (エ) 横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討⁷を平成21年度に完了

これを受けて、06（同18）年9月より上記（イ）の措置が開始されるとともに、同年10月には、上記（ウ）について、①08（同20）年9月までに日本側に返還される空域の特定、②横田ラプコン（RAPCON）施設への自衛隊航空管制官の併置について、日米両政府で合意に達した。

上記①の措置については、08（同20）年9月25日に羽田空港西側に隣接する部分約40%が削減され、管制業

務が日本に返還された。上記②の措置についても、07（同19）年5月から空自航空管制官の併置が開始されている。また、（エ）の検討については、10（同22）年5月に完了した。（図表Ⅲ-2-3-8参照）

図表Ⅲ-2-3-8 横田空域



⁶ 平成23年度予算においては、空自航空総隊司令部庁舎などの工事、装備品などの取得といった経費として、契約ベースで約36億円、歳出ベースで約38億円を引き続き計上している。

⁷ この検討は、日本における空域の使用に関する民間および軍事上の将来のあり方を満たすような、関連空域の再編成や航空管制手続の変更のための選択肢を包括的に検討する一環として行われた。

工 横田軍民共用化

横田飛行場の軍民共用化については、03（同15）年5月の日米首脳会談において、その実現の可能性について、日米両国政府共同で検討していくこととなった。これを受け、政府関係省庁（内閣官房、外務省、国土交通省、防衛庁（当時）、防衛施設庁（当時））と東京都との実務的な協議の場として「連絡会」を設置し、累次議論が行われてきた。

また、日米両国政府は、共用化により横田飛行場の軍事上の運用や安全などを損なわないとの認識のもと、06（同18）年10月以降、スタディ・グループにおいて具体的な条件や態様に関する検討を実施してきたところである⁸。今後のさらなる調整や検討の結果を踏まえ、日米両国政府で協議の上、適切な決定を行うこととしている。

(3) 横須賀海軍施設、厚木飛行場および岩国飛行場に関する諸施策

ア 米空母の展開

米国の太平洋艦隊のプレゼンスは、アジア太平洋地域における海上交通の安全を含む地域の平和と安定にとり、重要な役割を果たしている。米空母は、その能力の中核となる役割を果たしており、空母や艦載機の長期にわたる前方展開能力を確保するため、わが国においてその拠点を確保する必要がある。現在は、原子力空母ジョージ・ワシントンが横須賀（神奈川県）にも前方展開している。

原子力空母は、原子炉から生み出されるエネルギーによって推進することから、燃料を補給する必要がない上、航空機の運用に必要な高速航行を維持できるなど、戦闘・作戦能力に優れている。原子力空母ジョージ・ワシントンの展開により、わが国周辺に米海軍の強固なプレゼンスが引き続き維持されることは、わが国の安全と地域における平和と安全の維持に役立つものであり、かつ、日米同盟への米国の深い関与を象徴的に示すものでもある。

なお、米海軍の原子力艦の安全性に関し、米海軍は原子力空母ジョージ・ワシントンを含めたすべての原子力艦について、港に停泊中は通常、原子炉を停止させることや、また、日本において原子炉の修理や燃料交換を行うことはないことなど、その安全面での方針を守り続けることを確約している。政府としても、引き続きその安全性確保のため、万全を期する考えである。

原子力空母ジョージ・ワシントンに関しては、06（同18）年9月以降、原子力空母に関する防災・安全対策についての日米の実務者協議が継続的に行われている。また、07（同19）年からは、政府機関、横須賀市、米海軍などが参加する日米合同訓練が行われており、08（同20）年以降は原子力空母ジョージ・ワシントンも参加している。

イ 空母艦載機の移駐など

空母艦載機については、空母の横須賀入港時の拠点として、厚木飛行場（神奈川県）が現在利用されているが、厚木飛行場は市街地の中心に位置し、特に空母艦載ジェット機の離発着にともなう騒音が、長年にわたり問題となっていた。

今後、日米安保体制のもとで空母の運用を安定的に維持していくためには、こうした問題を早期に解決することが必要である。

また、岩国飛行場については、滑走路を1,000m程度沖合へ移設する滑走路移設事業終了後には、周辺地域の生活環境への影響がより少ない形で、安全な航空機の運用が可能となる。

これらを考慮し、第5空母航空団は、厚木飛行場から岩国飛行場に移駐することとした。この移駐は、F/A-18、EA-6B、E-2CとC-2機（計59機）から構成され、①必要な施設が完成し、②訓練空域および岩国レーダー進入管制空域の調整が行われた後、14（同26）年までに完了する。

この移駐にともない、岩国飛行場における運用の増大

⁸ ロードマップにおいて、本スタディ・グループによる検討は、開始から12か月以内に終了することとなっている。

による影響を緩和するため、①移駐が滑走路の沖合移設後に行われることに加え、②岩国飛行場の海自EP-3機などの厚木移駐、③普天間飛行場から岩国飛行場に移駐するKC-130機の海自鹿屋基地とグアムへの定期的なローテーションでの展開、④岩国飛行場の米海兵隊CH-53Dヘリのグアム移転などの関連措置がとられる。

これらにより、岩国飛行場周辺の騒音は、住宅防音の対象となる第一種区域の面積が約1,600haから約500haに減少するなど、現状より軽減されると予測される。また、滑走路の沖合移設により、離着陸経路が海上に設定されることとなり、安全性も今以上に確保される。

空母艦載機着陸訓練については、ロードマップにおいては恒常的な空母艦載機着陸訓練施設について検討を行うための二国間の枠組を設け、恒常的な施設をできるだけ早い時期に選定することが目標とされ、また、11(同23)年6月の「2+2」では、新たな自衛隊施設のため、馬毛島が検討対象となる旨地元で説明することとしており、同施設は、大規模災害を含む各種事態に対処する際の活動を支援するとともに、通常の訓練などのために使用され、あわせて米軍の空母艦載機離発着訓練の恒久的な施設として使用されることになるとされた。なお、05(同17)年の「共同文書」においては、空母艦載機着陸訓練のための恒常的な訓練施設が特定されるまでの間、現在の暫定的な措置に従い、米国は引き続き硫黄島で空母艦載機着陸訓練を行う旨確認されている。

参照 資料43(P491)

ウ 岩国飛行場滑走路移設事業

岩国飛行場については、政府に対する岩国市などの要望を受け、同飛行場の運用や安全、騒音をめぐる問題を解決し、その安定的な使用を確保するため、滑走路を東側(沖合)へ1,000m程度移設する事業を進めてきたところであり、10(同22)年5月に新滑走路の運用が開始され、平成22年度末には事業全体の施設整備が完了したところである。本事業の結果、周辺地域の生活環境へ

の影響がより少ない形で、安全な航空機の運用が可能となる。

エ 岩国飛行場民間航空再開

山口県や岩国市といった地元地方公共団体などが一体となって民間航空再開を要望していることを踏まえ、05(同17)年10月、米軍の運用上の所要を損なわない限りにおいて、1日4往復の民間航空機の運航を認めることについて合意された。

その後、ロードマップにおいて「将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場に設けられる」とされ、さらに11(同23)年6月の「2+2」においては、2012年度の民間航空の再開に向けて作業することとされた。

(4) 弾道ミサイル防衛(BMD)

BMDに関しては、役割・任務・能力に関する検討でも確認されたように、日米双方が、それぞれのBMD能力の向上に応じ、緊密な連携を継続することとされた。

06(同18)年6月、弾道ミサイルに関する高い探知・追尾能力を持つ新たな米軍のBMD用移動式レーダー(AN/TPY-2:いわゆる「Xバンド・レーダー」)・システムが、空自車力分屯基地(青森県)に配備され、運用が開始された⁹。このレーダーにより得られるデータは日米で共有され、これによりわが国に飛来するミサイルを迎撃する能力や国民保護、被害対処のための能力が向上した。

また、06(同18)年10月、米軍のペトリオットPAC-3 Patriot Advanced Capability-3が嘉手納飛行場と嘉手納弾薬庫地区に配備されたほか、同年8月以降、順次西太平洋地域に前方展開しているイージス艦にBMD能力が付与されている。

このように米軍のミサイル防衛能力がわが国に配備されることは、弾道ミサイル攻撃に対する防御能力が向上し、在日米軍の抑止力も維持され、わが国国民の安全の確保にもつながるものである。

9 レーダーは、その後、隣接する米軍車力通信所に移設された。

(5) 訓練移転

訓練移転¹⁰については、当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場(青森県)および岩国飛行場の3つの在日米軍施設からの航空機が、千歳(北海道)、三沢、百里(茨城県)、小松(石川県)、築城および新田原といった自衛隊施設において、自衛隊との共同訓練に参加することとされた。これに基づき07(同19)年3月以降、米軍の嘉手納、三沢、岩国飛行場から自衛隊の千歳、三沢、百里、小松、築城、新田原基地への訓練移転を行っている。また、防衛省は、実地調査を行った上で、必要に応じて、自衛隊施設における訓練移転のためのインフラの改善を行っている。

なお、訓練移転の実施にあたっては、空自と協力して米軍を支援するとともに、訓練期間における周辺住民の安心、安全を図るため、関係地方防衛局が現地連絡本部を設置し、関係行政機関との連絡や周辺住民への対応にあたるなど、訓練移転の円滑な実施に努めているところである。

さらに、10(同22)年5月28日の「2+2」共同発表に基づき、11(同23)年1月20日、日米合同委員会¹¹において、航空機訓練の移転先として新たにグアムなどを追加し、従来の訓練より規模を拡大することが合意された。これにより、米軍の活動の沖縄県外への移転が拡充されることになる。また、当該合意は、三沢および岩



空自小松基地へ訓練移転中の米空軍戦闘機(F-16)(右)

国飛行場の航空機が、嘉手納飛行場に飛来し実施している空対地訓練も含めて対象としていることから、嘉手納飛行場への外来機の飛来減少につながると考えられる。なお、この合意の財政的手当を可能とする在日米軍駐留経費負担特別協定が同年1月21日に署名され、同年4月1日に発効した。

加えて、11(同23)年の「2+2」では、日本国内およびグアムなどの日本国外において、二国間および単独の訓練の拡大も含め訓練移転の更なる選択肢を検討することを決定した。

3 在日米軍の再編を促進するための取組

ロードマップに基づく在日米軍の再編を促進するため、07(平成19)年8月に「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」¹(再編特措法)が施行された。その概要は次のとおりである。

1 再編交付金

再編交付金²は、再編を実施する前後の期間(原則10年間)において、再編が実施される地元市町村³の住民生

²-10 日米間の相互運用性(インターオペラビリティ)を向上させるとともに、在日米軍飛行場の周辺地域における訓練活動の影響を軽減することを目的として、在日米軍航空機が自衛隊施設において共同訓練を行うこと。

¹1 <<http://www.mod.go.jp/j/press/news/2011/01/20a.html>>参照。

³-1 <<http://law.e-gov.go.jp/announce/H19H0067.html>>参照。

² 平成23年度予算で約98億円。

³ 再編特措法では、在日米軍の再編の対象である航空機部隊と一体として行動する艦船の部隊の編成の変更(横須賀海軍施設における空母の原子力空母への交替)について、在日米軍の再編と同様に扱う。

活の利便性の向上や産業の振興に寄与する事業⁴の経費にあてるため、防衛大臣により再編関連特定防衛施設と再編関連特定周辺市町村を指定した後、在日米軍の再編に向けた措置の進み具合などに応じて交付される。

再編特措法に基づき、07（同19）年10月に14防衛施設、33市町村が指定され、08（同20）年までに6市町村が追加指定され、現在39市町村が再編交付金の交付対象となっている。

2 公共事業に関する補助率の特例など

大規模な部隊の移駐により、市町村の中には道路や港湾の整備などの公共事業を速やかに実施しなければならない場合があり得るため、こうした事業に対する補助率の特例などを設けた。また、こうした事業が国や都道府県の事業として行われ、あるいは市町村の区域に限定されないことがあり、再編交付金では措置できない場合も考えられるため、特に負担の著しい市町村とその隣接市町村⁵からなる地域（再編関連振興特別地域）の振興を図るため、駐留軍等再編関連振興会議⁶の設置など特別の措置を定めた。

（図表Ⅲ-2-3-9参照）

3 株式会社日本政策金融公庫の業務に関する特例などの措置

(1) グラム移転経費の分担

在沖米海兵隊の県外への移転は、これまで沖縄県民が強く要望してきたものであり、在日米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄の負担の軽減につながるこの移転を早期に実現することが重要である。このため、わが国から米側に主体的・積極的に働きかけて交渉した結果、グラム移転経費の日米双方の分担について合意に至ったものであ

図表Ⅲ-2-3-9

公共事業に関する補助率の特例（事例）

事業名 (注1)	通常の補助率	補助率の特例	
		本土	沖縄
道路	1 / 2	5.5 / 10	沖縄振興特措法の定める割合 (9.5 / 10等)
港湾	1 / 2 (4 / 10) (注2)	5.5 / 10 (4.5 / 10) (注2)	
漁港	1 / 2	5.5 / 10	

（注1）この他、水道、下水道、土地改良事業、義務教育施設が、特例の対象となる。

（注2）括弧内は、港湾法第42条第1項に規定する国土交通省令で定める小規模な水域施設、外郭施設又は係留施設の建設及び改良の補助率の例を示す。

る。

グラムにおいて必要となる施設・インフラの整備を米国のみが行った場合、非常に長期間を要することが予想されるため、わが国は、海兵隊の司令部庁舎、隊舎や家族住宅、インフラ（電力、上下水道および廃棄物処理）などの整備を支援することとした。その際、わが国は、米国が主張していたような総額に占める割合ではなく、移転にかかわる施設・インフラの所要に基づき経費を分担することとした。

また、わが国の財政支出をできる限り少なくするため、海兵隊員の家族住宅およびインフラの整備には、民間活力を導入し、出資や融資などにより措置することとした。この事業資金は、米側が支払う家賃や利用料金により将来回収されることになる。

(2) 日本公庫の特例業務の内容

海外での長期間にわたる民生活業を適切かつ安定的に行うためには、この分野に専門的な知見・経験を有する

4 具体的な事業の範囲は、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令」第2条において、教育、スポーツおよび文化の振興に関する事業など、14事業が規定されている。

5 隣接市町村については、自然的経済的社会的条件からみて、特に負担の著しい市町村と一体としてその振興を図る必要があると認められるものに限ることとしている。

6 議長は防衛大臣、議員は内閣官房長官、総務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣および特命担当大臣のうちから内閣総理大臣が指定する者で構成される。また、駐留軍等再編関連振興会議において審議し、決定された振興計画に基づく公共事業のうち、道路、港湾、漁港、水道、下水道、土地改良、義務教育施設の整備の7事業について、米軍再編による地域社会への影響の内容および程度を考慮して速やかに実施することが必要なものについては、国の負担または補助の割合を通常よりも高く設定する。

株式会社日本政策金融公庫⁷（日本公庫）の活用が必要である。このため、日本公庫の業務の特例として、駐留軍再編促進金融業務を追加し、在沖米海兵隊のグアム移転を促進するために必要な事業にかかる資金の出資、貸付けなどの業務を行うことができることとし、あわせてこうした業務に対する政府による財政上の措置の特例を定めた。

インフラの整備については、グアム移転事業の本格的な実施のためにインフラ面の整備が必要とされる中、平成23年度予算では、新たに、在沖米海兵隊のグアム移転に伴う所要のインフラ（上水道、下水道）を整備するため日本公庫が米側に貸付（融資）を行うこととし、その原資として日本公庫に出資金約370億円⁸を計上し、当該融資締結に向けて日米間で協議中である。また、家族住

宅の整備については、具体的な事業スキームなどを検討中である。

（図表Ⅲ-2-3-10・11参照）

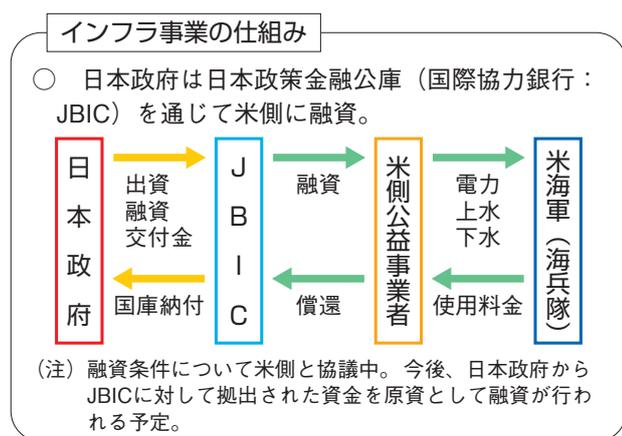
4 駐留軍等労働者に対する措置

再編の実施により施設・区域の返還や在沖米海兵隊のグアムへの移転などが行われ、駐留軍等労働者の雇用にも影響が生じる可能性があることから、雇用の継続に資するよう技能教育訓練などの措置を講ずる。

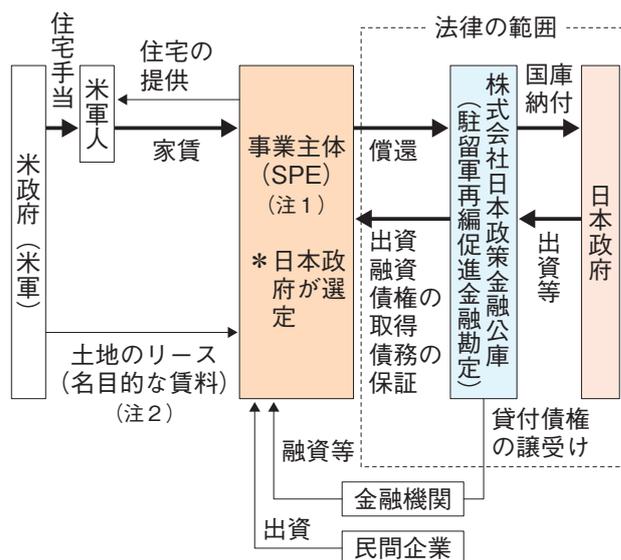
5 法律の期限

再編特措法は10年間の時限立法であるが、日本公庫の業務に関する特例などの措置については、この期限後も、当分の間、なお効力を有する。

図表Ⅲ-2-3-10 インフラ民活事業について



図表Ⅲ-2-3-11 グアムにおける民活事業（家族住宅事業の概念図）



（注1）SPE：Special Purpose Entity

（注2）米国の住宅民営化事業では1ドルと説明を受けている。

（注3）インフラに関する民活事業もおおむね同様のスキームを想定。

7 08（平成20）年10月1日に国際協力銀行は国民生活金融公庫などと統合され、株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）となったが、国際協力銀行の機能強化および業務拡充のため、12（同24）年4月1日より日本公庫から分離することとなった。これにともない、駐留軍再編促進金融業務は今後株式会社国際協力銀行に引き継がれることが予定されている。

8 下水道整備に約244億円、上水道整備に約126億円。

4 在日米軍施設・区域がもたらす影響の緩和に関する施策

1 在日米軍施設・区域をめぐる環境保全への取組

00 (平成12)年9月の「2+2」会合において、両国政府は、環境保護が重要であるとの認識のもと、在日米軍施設・区域の周辺住民、米軍関係者やその家族などの健康と安全の確保を共通の目的とすることに合意し、「環境原則に関する共同発表」¹を行った。この発表のフォローアップのため、日米協力が強化され、具体的には、日本環境管理基準² (JEGS) の定期的見直しの際の協力の強化、Japan Environmental Governing Standards 環境に関する情報交換、環境汚染への対応などにかかわる協議について、関係省庁が連携して取り組んでいる。なお、在日米軍は、11 (同23)年1月、ホームページでJEGS (英文) を公表していたところ、防衛省としては、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会および渉外関係主要都道府県知事連絡協議会からの要請を踏まえ、2010年版日本環境管理基準の日本語訳 (仮訳) を作成し、11 (同23)年6月、公表を行った³。

また、10 (同22)年5月の「2+2」会合では、環境保全に対する共有された責任の観点から、日米両国が在日米軍施設・区域などに関し、「緑の同盟」のアプローチをとる可能性について議論するよう事務当局に指示がなされ、日本国内において整備中の米国の基地に再生可能エネルギーの技術を導入する方法を、在日米軍駐留経費負

担 (HNS) の一構成要素とすることを含め、検討された。その結果は、1節4において述べたように在日米軍駐留経費負担の包括的見直しに反映されている。また、同会合においては環境関連事故の際の米軍施設・区域への合理的な立入り、返還前の環境調査のための米軍施設・区域への合理的な立入りを含む環境に関する合意を速やかに、かつ真剣に検討することも事務当局に指示され、これを受け、作業部会が設置され、日米双方の事務当局がその実現に向け協議を重ねている。

2 その他の措置

先に述べたもののほか、わが国は、在日米軍施設・区域の周辺地域の生活環境などの整備のための措置 (Ⅲ部4章3節参照) を行っている。また、市町村に対し、固定資産税の代替的性格を有する基地交付金⁴などを交付している。

さらに、在日米軍施設・区域の周辺地域においては、米軍人などによる事件・事故が地域や住民に影響を与えている。政府としては、米軍に対し、軍人などの教育や綱紀粛正といった再発防止策について実効性のある措置を講ずるよう求めている。また、こうした再発防止策に協力するとともに、事件・事故による被害に対し、迅速で適切な補償が行われるよう措置している。

1) 環境管理基準、2) 情報交換と立入り、3) 環境汚染への対応、4) 環境に関する協議の4項目からなる。

2) 日本環境管理基準は、在日米軍の活動と施設が人の健康と自然環境を保護できるよう保証する目的で在日米軍が作成した環境管理基準。環境汚染物質の取扱いと保管方法などを定めている。

3) <http://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/2010_jegs/index.htmlVV>参照。

4) 総務省が交付する。

COLUMN

地域住民と米軍関係者との交流

在日米軍の駐留には、米軍基地周辺の住民の理解と協力が欠かせません。防衛省では、平成20年度から、各地の米軍基地周辺で在日米軍関係者やその家族と基地周辺の住民がスポーツや文化を通じて交流する日米交流事業を開催しています。

平成22年度には、佐世保基地周辺（佐世保市）で日米親善ふれあいバスケットボール大会を開催しました。この大会では、普段接する機会の少ない日米の小学生が混合チームを構成して、お互いに片言の英語や日本語を交えて声を掛けあったり、得点の度にハイタッチするなど自然とチーム一丸となったプレーを披露し、閉会式の後には、お互いにサインを交換するなど親睦を深めていました。また、当日は基地の一般開放日で

あったことから、多くの一般来場者も会場を訪れ、子ども達のプレーに温かい声援を送る様子も見受けられました。

このほかにも、三沢基地周辺（三沢市）における地元食材を利用した食文化交流、横田基地周辺（昭島市、瑞穂町）や岩国基地周辺（岩国市）における小学生や中高生による音楽交流、キャンプ座間周辺（相模原市）における小学生による剣道交流などを行い、参加者や住民の方からも好評でした。このような交流は、相互の理解を深めることに役立っています。

防衛省としては、今後とも、米軍基地周辺の住民と在日米軍関係者との交流が深まるよう、こういった日米交流事業を積極的に進めていきたいと考えています。



バスケットボール交流（佐世保市）



音楽交流（昭島市）



食文化交流（三沢市）



剣道交流（相模原市）